

7 療養生活をおくる上での困りごと

がんの治療を続けるには、時に思った以上のお金がかかることがあります。また、ご自身や家族だけで対応することが困難なこともおこります。そんな時に利用できる各種社会保障制度等を紹介します。

詳しくは、各制度の問い合わせ先に問い合わせください。がん相談支援センターでも相談にのっています。

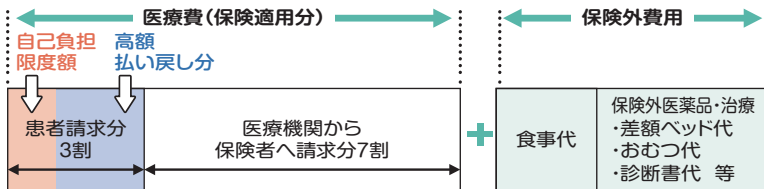
お金のサポート制度

高額療養費制度、限度額適用認定証

治療費用が高額になる場合に、一定の限度額以上の医療費の控除を受けられる仕組みです。高額療養費制度は、支払った後にお金が戻る仕組み。対して、限度額適用認定証は、事前に申請することで支払時に限度額までの費用負担ですむ制度です。

利用できる人 月に支払う医療費（保険適用分）が高額な方

（この場合の「高額」は、医療費の負担割合によって変わります。一般的な3割負担の人の場合には、月の医療費が80,100円を越える場合です。1割負担の方や、住民税が非課税の方は更に低い金額になります。）



※自己負担限度額の計算方法（70歳未満で所得区分が一般の人の場合）

$$80,100円 + [医療費（保険適用分） - 267,000円] \times 1\%$$

平成27年1月から所得区分が改正されました。詳しくは、がん相談支援センター（3ページ）や次ページの問い合わせ先にご確認ください。

利用方法 加入している保険者に申請します。

詳しくは、保険証に記載された連絡先にお問い合わせください。

問い合わせ先

- 国民健康保険……………市役所、町村役場の国民健康保険課 など
- 後期高齢者医療保険……………市役所、町村役場
- 協会けんぽ（社会保険） ……全国健康保険協会都道府県支部、
職場の保険担当に確認しましょう
- 健康保険組合……………職場の保険担当に確認しましょう
- 各種共済組合……………職場の保険担当に確認しましょう

所得税からの医療費控除

1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費が高額になった場合、確定申告をすることで医療費控除が受けられます。申請には、医療費の領収書などを確定申告書に添付する必要があります。

所得のある方が自分の家族の医療費を支払っていた場合には、家族の受けた医療に係る領収書も医療費控除の対象になります。

日頃から、病院や薬局の領収書は、大切に保管しておきましょう。

利用できる人 所得のある方で自分や家族の医療費を 年間10万円※ 以上支払った方

※正確な医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額です
(最高で200万円)。

実際に支払った医療費の合計額 - 保険金などで補てんされる金額 - 10万円
(総所得が200万円未満の人は、総所得金額の5%の金額)

利用方法 税務署に確定申告をします。

高額医療・高額介護合算療養費制度

1年間（8月1日～翌7月31日）に支払った医療費と介護サービスの負担額が高額になった場合の負担を減らすために、支払う金額に上限額（基準額）を定めた制度です。例えば、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受け、それぞれの負担の合計が基準額を超えるといった場合に利用できます。上限となる基準額は世帯員の年齢構成や所得区分により異なります。

利用できる人 医療保険と介護保険の両方を利用している方

利用方法 市町村の介護保険担当窓口へ申請手続きし、介護保険の自己負担額証明書の交付を受けます。その後、加入する公的医療保険の窓口申請します。

傷病手当金

がんの治療などによって、働けなくなった患者さんとその家族を支えるための制度です。勤務できない期間に手当金（1日あたり給与日額の約3分の2の額）が、最長1年6ヶ月支給される制度です。

利用できる人 療養のため仕事を休んだ期間に給与が支払われない方

利用方法 加入している保険者に申請します。

詳しくは、保険証に記載された連絡先にお問い合わせください。（国民健康保険では実施ではしていないところもあります。市町村にお問い合わせください。）

生活保護制度

病気で仕事ができなくなった、収入が少なくなった等で生活費に困り、生活していく事ができない、またはできなくなりそうな時、最低限度の生活を保障し、生活できるように援助することを目的とした制度です。

利用できる人 資産の活用や働く能力、扶養義務者からの援助や他の制度等を活用してもなお生活が困難になってしまった方

利用方法 生活保護の窓口申請します。

生活保護の窓口

町村部にお住まいの場合：町村福祉課（係）、保健福祉事務所
市部にお住まいの場合：福祉事務所（市役所の中にあります。）
なお、相談は地域の民生委員でも行っています。

障害年金

病気やけがなどで重度の障害が残った65歳未満の方が受け取ることのできる年金制度です。厚生年金や共済年金については、障害の程度によっては、一時金が支給される場合もあります。

利用できる人 がんなどの病気によって、人工肛門の造設や咽頭部摘出を受けた方、日常生活や仕事に著しい制限を受ける方など。

利用方法 加入している年金窓口に請求します。

問い合わせ先

国民年金：市町村の国民年金の窓口

厚生年金：年金事務所

共済年金：共済組合事務局

身体障害者手帳による税の控除・医療費助成など

様々な福祉制度や、障害の程度によっては税の控除等が受けられる場合があります。

利用できる人 がんなどの病気によって、人工肛門の造設や
咽頭部摘出を受けた方、日常生活や仕事に著しい
制限を受ける状態となった方など。

利用方法 市町村の窓口申請します。

問い合わせ先 市町村の障害者福祉担当の窓口

介護保険

介護保険は、40歳以上の方が加入している保険制度で、介護が必要となった際に、様々なサービスを受けることができます。所得に応じて費用の1割又は2割が自己負担となります。

利用できるサービス

- 福祉用具（電動ベッド、シャワーチェア等）のレンタル、購入費用支給
- 住宅改修費の支給
- 訪問介護、訪問入浴、訪問リハビリテーション等の介護サービスなどが受けられます。

利用できる人 介護が必要になった65歳以上の方、
がんの症状が申請条件に該当する方で、
介護が必要な40歳以上の方

利用方法 市町村に申請し、介護認定を受けます。

問い合わせ先

- 各市町村の介護保険の窓口
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者

その他

民間のがん保険や住宅ローンなど

民間のがん保険によっては、在宅療養に対し給付金が出るものもあります。また、住宅ローンの支払いがある場合、疾患名や介護状態によって支払いが軽減または免除されることがありますので、確認してみましょう。

問い合わせ先

加入している生命保険会社、住宅ローン借入先の銀行

住み慣れた地域で暮らすための支援機関「地域包括支援センター」

高齢者の総合的な相談窓口として、各市町村に「地域包括支援センター」が設置されています。高齢者やその家族の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・保健・医療・福祉などの悩みを、関係機関と連携しながら解決します。がんに関する相談も、ご利用ください。

確認して
みましょう!



地域包括支援センター： <http://www.pref.gunma.jp/02/d2310055.html>

がん患者さんの就労について

●がん患者さんの就労の問題

「がんになると働いている人の約3人に1人が職を失い、約4割が収入減になる。」という調査結果があります。

医療技術の向上で、がんは治らない病気ではなくなりましたが、働く世代が「がん」になった場合、就労環境を変えざるをえなかったり、仕事と治療の両立が難しくなることもあります。

このような状況を踏まえ、がん患者さんの「治療と仕事の両立」を支援する取り組みが始まっています。

治療と職業生活の両立支援のご案内

☆ 病気になっても安心して仕事を続けられるために ☆

群馬産業保健総合支援センターでは、がん患者などが治療を続けながら離職する事なく、安心して働くことができる「両立支援」事業を厚生労働省の委託を受けて開始しています。

現在は「がん」分野を中心に、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフ等の支援を行っています。

<治療と職業生活の両立支援サービスの内容> (支援は全て無料です。)

●事業者等啓発セミナー

平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施しています。

●個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員(社会保険労務士、保健師等の専門家)が事業場を訪問し、治療と職業生活の

両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

●個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者（社員）、又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。

*支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要になります。

●窓口での相談対応

治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。

*面談は予約制です。

☆支援内容についてなど、お気軽にお問合せください☆

● 群馬産業保健総合支援センター 相談窓口

TEL: 027-233-0026 FAX: 027-233-9966

受付時間：月～金曜日（8時30分～17時15分）

URL: <http://www.gunmas.johas.go.jp>



(さんぼくん)

治療をしながら働ける社会を目指して ～県立がんセンターの取り組み～

- 通院の必要はあるが、働きたい。
- 自分の病状、体力にあった仕事を見つけたい。
- 治療と仕事の両立の仕方について教えてほしい。
- しばらくぶりに仕事に戻ることへの不安を解消したい。
- 就職活動中だが、企業に病気のことを伝えるべきか迷っている。
- 病気になった経験を活かせる仕事はないだろうか。



「がんになって働くことに悩んでいませんか？」

毎年、日本では、20歳から64歳までの約22万人ががんと診断され、3人に1人は就労可能年齢で発症しています。実際に治療を続けながら働いている人は約32.5万人いることが明らかとなっています。全がんの5年生存率は1993年～1996年は53.2%でしたが、2006年～2008年には62.1%となっており、慢性的な病気となりつつあります。このような現状から、群馬県では平成25年度から「がんにならない、がんになっても安心して暮らせる地域社会の構築」が新規目標として掲げられました。就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指すことを目標としています。※(群馬県がん対策推進計画)

がんに関心したからと言って、すぐ離職する必要はなくなってきています。

県立がんセンターでは、平成25～26年度県のモデル事業として、就労支援に関する専門家（社会保険労務士等）と医療ソーシャルワーカー（MSW）が協力し、がんと診断された時から就労に関する相談を受けることができるよう体制を整えました。主な相談内容は、がんと診断後の解雇問題、治療を受けながらの就労継続、治療後の復職に関する相談、治療中・治療後の休職に関する相談などでケースに応じて傷病手当金や障害年金等の社会保障制度のご案内、申請の支援を行いました。

平成28年度からは、ハローワーク太田と連携し就職支援を行っています。当センター MSW とハローワーク太田の専門的就職支援担当者「就職支援ナビゲーター」

が共同し、病状や治療状況、能力、適性などを考慮した求人を探します。その他、仕事復帰の不安解消のための相談、応募書類の作成や面接の受け方への助言、職業訓練や就職支援セミナー等のご紹介を行っています。今すぐ就職希望の方も、徐々に考えたい方もお気軽にご相談ください。

ご相談は、群馬県立がんセンター がん相談支援センターまで

日時：平日（土日・祝日を除く）9：00～17：00

電話：0276-38-0771（代表） 0276-60-0890（直通）

就労支援担当の医療ソーシャルワーカー（MSW）が最初にお話を聞かせていただき、内容に応じて就労に関する専門家と連携し支援していきます。

● 冊子「がんと仕事のQ&A ～がんサバイバーの就労体験に学ぶ～」

厚生労働省のがんと就労に関する研究班が、働くがん患者さんが「直面した問題」「実践した工夫」「知りたかった情報」などについて、Q&A形式にまとめた冊子です。



- 1章 診断から復職まで
- 2章 復職後の働き方
- 3章 新しい職場への応募
- 4章 お金と健康保険
- 5章 家事や子育て



この冊子は、ホームページ (<http://www.cancer-work.jp>) からダウンロードできます。

出典：「がんと就労 - がん患者・職場関係者・医療者に向けた就業支援カリキュラムの開発と普及啓発手法に関する研究：平成 25 年度厚生労働省がん臨床研究事業（H25- がん臨床 - 一般 -004）」

※その他にも、「企業のための＜がん就労者＞支援マニュアル」、「医療ソーシャルワーカー向け事例集」などの情報もあります。

● 夜間化学療法について～日高病院の取り組み～

日高病院では、患者さんやご家族ががん治療と就労を両立できるよう、夕方から夜間にかけて化学療法（抗がん剤治療）による外来通院治療を行っています。



(写真) 日高病院 化学療法センター

日 時	毎週金曜日 18:00～22:00 (要相談)
問い合わせ先	医療法人社団日高会 日高病院 化学療法センター・病診連携室 電話：027-362-6201 (代表)

メッセージ

たとえば、このような患者さんが夜間化学療法を受けています。

- ・ 仕事が終わってから治療を受けたい
- ・ 家族の仕事が終わってから治療を受けたい
- ・ 子どもや孫が学校から帰ってきてから治療を受けたい

治療を受けながら、今までの仕事や生活を続けることができる様、お手伝いをしています。また、ご希望があれば化学療法時の送迎も行っていますのでお気軽にご相談ください。